

法 学 号 外
平成 29 年 4 月 18 日

各 私 立 学 校 設 置 者 }
各 私 立 専 修 学 校 設 置 者 } 様
各 私 立 各 種 学 校 設 置 者 }

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

学校法人への現物寄付に係る租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定に基づく国税庁長官の非課税承認を受けるための手続きの簡素化のための要件の変更等に関する税制改正について
のことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 半田

電話 019-629-5041 FAX 019-629-5049

メールアドレス : AH0007@pref.iwate.jp

29文科高第74号
平成29年4月12日

各都道府県知事 殿
文部科学大臣所轄各学校法人理事長

文部科学省高等教育局私学部長

村田善則



(印影印刷)

学校法人への現物寄付に係る租税特別措置法第40条第1項後段の規定に基づく国税庁長官の非課税承認を受けるための手続きの簡素化のための要件の変更等に関する税制改正について（通知）

個人が、土地や建物をはじめとする資産を寄付（以下「現物寄付」という。）する際に生ずるみなし譲渡所得は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第40条第1項後段の規定に基づき、当該寄付が学校法人等に対するものであって、一定の要件を満たすことについて国税庁長官の承認を得たものについては非課税となります。このたび、別添1のとおり、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「施行令」という。）及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）の一部がそれぞれ改正され、平成29年4月1日より、学校法人に対する現物寄付について、従来、文部科学大臣所轄学校法人のみに認められていた、国税庁長官の承認を受けるための手続きが簡素化される特例（以下「簡素化特例」という。）が、私立学校法における財務情報等の閲覧の義務化や、所轄庁による措置命令や検査等の規定の整備に伴い、適正なガバナンスの確保のための取組や情報公開等が進められてきた状況を受け、都道府県知事所轄学校法人にも認められることとなりました。

今般の変更点については下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないようお願いします。

なお、施行令第25条の17第7項に掲げる要件を満たさない場合であっても、同条第5項の要件を満たす場合には、法第40条第1項後段の非課税承認申請を行うことは可能です。

各都道府県においては、今般の改正の趣旨について、所轄の学校法人に対して御周知くださるようお願いします。

なお、この通知の発出に伴い、平成15年4月28日付け文科高第103号「文部科学大臣所轄学校法人への現物寄付に係る租税特別措置法第40条第1項後段の規定に基づく国税庁長官の非課税承認を受けるための要件の緩和等について」は廃止します。

29.4.17

法字第 号

千葉県

記

1. 学校法人（私立学校振興助成法第14条第1項に規定する学校法人で同項に規定する文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行うものに限る。）に対する現物寄付については、国税庁長官の承認を受けるための申請書に2に掲げる書類を添付することにより、承認要件を次のとおりとすることができます。

- ①当該寄付をした者が、寄付を受ける学校法人の理事、監事及び評議員並びにその親族等に該当しないこと。
- ②当該寄付財産が、8に掲げる株式等に該当しないこと。
- ③当該寄付財産（当該寄付財産を譲渡した場合には、その譲渡による収入の全額又はそれによって取得した財産を含む。）が、寄付された学校法人において学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第30条第1号から第3号までの基本金に組み入れて管理されていること。
- ④当該寄付の受入れ及び当該寄付財産の基本金への組入れについて理事会において決定されていること。

ただし、申請書の提出時に①又は②の要件に該当していなかった場合、又は申請書の提出時に①の要件に該当しないこととなることが明らかであると認められ、かつ、提出後に①の要件に該当しないこととなった場合には、法第40条第3項に基づき承認が取り消されることがあること。

2. 簡素化特例を受けるために、寄付者が国税庁長官の承認を受けるための申請書には、寄付を受ける学校法人から交付された次の書類を添付する必要があること。

- ①当該寄付をした者が寄付を受ける学校法人の理事、監事及び評議員並びにその親族等に該当しないことについて申請者が誓約した旨及び当該寄付をした者が寄付を受ける学校法人の理事、監事及び評議員並びにその親族等に該当しないことについて寄付を受ける学校法人において確認をした旨を記載した書類
- ②当該寄付の受入れ及び当該寄付財産の基本金への組入れについて理事会において決定されていることを証明するための議事録その他これに相当する書類の写し並びに当該決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額その他の事項を記載した書類

3. 簡素化特例を受けて国税庁長官の承認を受けた場合には、寄付を受けた事業年度に寄付財産を基本金に組み入れたことを確認できる基本金明細表を、当該事業年度終了の日から3ヶ月以内（その期間を経過する日後に申請書の提出期限が到来する場合には、その提出期限まで）に税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならず、この提出がない場合には、法第40条第2項に基づき承認が取り消されることがあること。

したがって、基本金明細表の作成にあたっては、簡素化特例を受けた寄付財産が明確になるよう、簡素化特例を受けた資産である旨を摘要の欄に記載すること。

4. 簡素化特例による国税庁長官の承認を受けるためには、譲渡を予定している場合であっても、寄付を受けた財産について一旦基本金に組み入れることが必要であり、その旨の決定が2.②の議事録に掲載されている必要があること。なお、「寄付の受入れ」、「基本金への組入れ」、「譲渡の決定」、「譲渡により取得した資産の基本金への組入れの決定」を同時に行うことは可能であり、その旨の決定を理事会において行う必要があること。
5. 一旦基本金に組み入れた寄付財産について、国税庁長官の承認を受けた後に、譲渡及び譲渡による収入により取得した財産を基本金に組み入れる際に、改めて国税庁長官の承認を得る必要はないこと。ただし、基本金の管理状況を記録しておくため、当該決定に係る議事録は作成・保存しておく必要があること。
6. 2に掲げる書類を添付した申請書の提出があった場合において、提出の日から1ヶ月以内に承認又は承認をしない旨の決定がなかった場合には、承認があつたものとみなされること。このため、申請の期限（原則として、寄付のあつた日から4ヶ月以内）を厳守するとともに、申請書及び添付書類について遗漏のないよう留意されたいこと。
7. 簡素化特例を受ける場合に、提出すべき申請書及び添付書類等（2に掲げる書類を含む。）は以下の通りであり、下記に記載のない各表等は、原則として不要であること。

表番号	内容	添付書類
第1表	寄付者の住所、氏名、生年月日、職業等 寄付を受けた学校法人の住所、名称等	寄付者が死亡している場合、寄付者と申請者の関係（親子等）が確認できる戸籍謄本
第2表	寄付を受けた学校法人の設立年月日及び事業の目的・寄付の目的	学校法人の登記簿謄本
第3表 (承認特例用)	寄付財産の明細及び使用目的（使用目的は、基本金に組み入れる旨記載すれば足り、付表1の提出は不要。付表2については必要に応じて提出。）	<ul style="list-style-type: none">・寄付を申し込んだ事実が確認できる書類（寄付申込書、遺言書の写し等）・寄付財産の明細を確認できる書類（寄付財産に応じたもの。登記簿謄本等。）
第5表 第6表	理事、監事及び評議員について全ての項目を記載（第5表・第6表に代えて、既	

	存の理事、監事及び評議員の名簿に加筆 したものでも可)	
その他		
<p>① 承認申請書及び添付書類の記載事項が事実に相違ない旨の確認書</p> <p>② 寄付をした者が寄付を受ける学校法人の理事、監事及び評議員並びにその親族等に該当しないことを誓約した旨及び当該寄付をした者が寄付を受ける学校法人の理事、監事及び評議員並びにその親族等に該当しないことの確認をした旨を記載した書類</p> <p>③ 寄付の受入れ及び寄付財産の基本金への組入れについて理事会等において決定されていることを証明するための議事録その他これに相当する書類の写し（他の議題の部分を省略したもので可。ただし、理事会等において決定した日が確認できる部分は省略不可。）並びに当該決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額その他の事項を記載した書類</p> <p>④ 学校法人会計基準に準拠し処理されている旨を確認した監査報告書の写し（ない場合には、学校法人会計基準に従い会計処理を行う旨の確認書又はその旨が記載されている寄付行為の写し）</p>		

8. 有価証券のうち、以下のものについては、簡素化特例の対象から除外することとされたこと。ただし、以下の有価証券について、施行令第25条の17第5項の要件を満たす場合には、引き続き、法第40条第1項後段の非課税承認申請を行うことは可能であること。

- ① 株式、新株予約権 等
- ② 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分 等
- ③ 優先出資 等
- ④ 特定受益証券発行信託の受益権
- ⑤ 社債的受益権
- ⑥ 新株予約権付社債
- ⑦ 匿名組合契約の出資の持分

（参考URL）

○文部科学大臣所轄学校法人への現物寄付に係る租税特別措置法第40条第1項後段の規定に基づく国税庁長官の非課税承認を受けるための要件の緩和等について（通知）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/003/004/001.htm

（添付資料）

- 【別添1】租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（抜粋）
- 【別添2】租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令新旧対照表（抜粋）
- 【別添3】租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（抜粋）
- 【別添4】租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照表（抜粋）

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課
(電話) 03-5253-4111 (内線 2532)

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）（抜粋）

第二十五条の十七第三項第六号中「同号第二号」を「同項第三号ロ又はハ」に改め、同条第七項中「法律の規定により自主的にその財政基盤の強化を図るべき」ととされているものに限る。）で財務省令で定めるもの」を「公益社団法人、公益財団法人、学校法人（私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第一項に規定する学校法人で同項に規定する文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行うものに限る。第三号ロにおいて同じ。）又は社会福祉法人に限る。以下この項において同じ。」に、「財産を第二号」を「財産について、同号イに規定する不可欠特定財産として同号イに規定する定款の定めを設ける」ととする旨又は同号ロ若しくはハ」に、「同条第一項後段」を「法第四十条第一項後段」に改め、同項第一号中「その」を「社員並びにこれらの者の」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 当該贈与又は遺贈を受けた財産が、法第三十七条の十第二項に規定する株式等（同項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げるものに限る。）、新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律第一百三十一条第一項に規定する転換特定社債及び同法第一百三十九条第一項に規定する新優先出資引

受権付特定社債を含む。）又は所得税法第百七十四条第九号に規定する匿名組合契約の出資の持分でないこと。

第一十五条の十七第七項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 次に掲げる当該贈与又は遺贈を受けた公益法人等の区分に応じ、次に定める要件

イ 公益社団法人又は公益財団法人 当該贈与又は遺贈を受けた財産が当該公益社団法人又は当該公益財団法人の不可欠特定財産（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五条第十六号に規定する財産をいう。第九項において同じ。）であるものとして、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項が定款で定められていること。

ロ 学校法人 当該贈与又は遺贈を受けた財産（当該財産につき譲渡があつた場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した財産（財務省令で定めるものに限る。）を含む。）が当該学校法人の財政基盤の強化を図るために財務省令で定める方法により管理されていること。

ハ 社会福祉法人 当該贈与又は遺贈を受けた財産（当該財産につき譲渡があつた場合には、当該譲

渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した財産（財務省令で定めるものに限る。）を含む。）が当該社会福祉法人の経営基盤の強化を図るために財務省令で定める方法により管理されていること。

第二十五条の十七第九項中「第七項第一号に規定する財産が同号」を「、当該贈与又は遺贈に係る不可欠特定財産について第七項第三号イに規定する定款の定めが設けられたこと又は同号ロ若しくはハに規定する財産がそれぞれ同号ロ若しくはハ」に、「を当該」を「を、当該」に改め、同条第二十八項中「（平成十八年法律第四十九号）」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第十五条 新令第二十五条の十七第七項及び第八項の規定は、施行日以後にされる新法第四十条第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈について適用し、施行日前にされた旧法第四十条第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈については、なお従前の例による。

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

(平成二十九年政令第百十四号) 新旧対照表(抜粋)

改 正 後

改 正 前

(公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)

第二十五条の十七 省略

3 法第四十条第一項後段に規定する政令で定める理由により贈与又は遺贈に係る財産の譲渡をした場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項後段に規定する当該財産に代わるべき資産として政令で定めるものは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める資産とする。

一五省略

六 当該財産のうち第七項の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係るもので同項第三号ロ又はハに規定する方法により管理されたものを譲渡したとき 当該譲渡をした財産に代わるべき資産として財務省令で定めるもので引き続き当該方法により管理されるもの

七省略

456省略

7 法第四十条第一項後段の贈与又は遺贈が、公益法人等(公益社団法人、公益財団法人、学校法人(私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十四条第一項に規定する学校法人で同項に規定する文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行うものに限る。第三号ロにおいて同じ。)又は社会福祉法人に限る。以下この項において同じ。)に対するものである場合において、次に掲げる要件を満たすものであることを証する書類として財務省令で定める書類として財務省令で定める書類を添付した第一項の規定による申請書(当該公益法人等が当該贈与又は遺贈に係る財産を第二号に規定する方法により管理することとする旨の記載のあるものに限る。)の提出があつたときは、同条第一項後段に規定する要件は、次に掲げる要件とする。

10条第一項後段に規定する要件は、次に掲げる要件とする。

一 当該贈与又は遺贈をした者が当該公益法人等の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないこと。

二 当該贈与又は遺贈を受けた財産が、法第三十七条の十第二項に規定

(公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)

第二十五条の十七 同上

3 同上

一五同上

六 当該財産のうち第七項の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係るもので同項第一号に規定する方法により管理されていたものを譲渡したとき 当該譲渡をした財産に代わるべき資産として財務省令で定めるもので引き続き当該方法により管理されるもの

七同上

456同上

7 法第四十条第一項後段の贈与又は遺贈が、公益法人等(法律の規定により自主的にその財政基盤の強化を図るべきこととされているものに限る。)で財務省令で定めるものに対するものにおいて、次に掲げる要件を満たすものであることを証する書類として財務省令で定める書類を添付した第一項の規定による申請書(当該公益法人等が当該贈与又は遺贈に係る財産を第二号に規定する方法により管理することとする旨の記載のあるものに限る。)の提出があつたときは、同条第一項後段に規定する要件は、次に掲げる要件とする。

一 当該贈与又は遺贈をした者が当該公益法人等の役員等及びその親族等に該当しないこと。

二 当該贈与又は遺贈を受けた財産(当該財産につき譲渡があつた場合

する株式等（同項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げるものに限る。）、新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律第三十一条第一項に規定する転換特定社債及び同法第二百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。）又は所得税法第七十四条第九号に規定する匿名組合契約の出資の持分でないこと。

三 次に掲げる当該贈与又は遺贈を受けた公益法人等の区分に応じ、次に定める要件

には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した資産（財務省令で定めるものに限る。）を含む。）が当該公益法人等の財政基盤の強化を図るために財務省令で定める方法により管理されていること。

イ 公益社団法人又は公益財團法人 当該贈与又は遺贈を受けた財産が当該公益社団法人又は当該公益財團法人の不可欠特定財産（公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五条第十六号に規定する財産をいう。第九項において同じ。）であるものとして、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項が定款で定められていること。

ロ 学校法人 当該贈与又は遺贈を受けた財産（当該財産につき譲渡があつた場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した財産（財務省令で定めるものに限る。）を含む。）が当該学校法人の財政基盤の強化を図るために財務省令で定める方法により管理されていること。

ハ 社会福祉法人 当該贈与又は遺贈を受けた財産（当該財産につき譲渡があつた場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した財産（財務省令で定めるものに限る。）を含む。）が当該社会福祉法人の経営基盤の強化を図るために財務省令で定める方法により管理されていること。

四 その他財務省令で定める要件

9 省略

第七項の申請書（同項の書類の添付があるものに限る。）を提出した者で当該申請の承認があつたものは、同項の公益法人等の当該贈与又は遺贈をした日の属する事業年度（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。）において、当該贈与又は遺贈に係る不可欠特定財産について第七項第三号イに規定する定款の定めが設けられたこと又は同号ロ若しくはハに規定する財産がそれぞれ同号ロ若しくはハに規定する方法により管理されたことが確認できる書類として財務省令で定めるものを当該事業年度終了の日から三月以内（当該期間の経過する日後に法により管理されたことが確認できる書類として財務省令で定めるものを当該申請書に係る第一項の規定による提出期限が到来する場合には、当該提出期限まで）に、第一項の税務署長を経由して、国税庁長官に提出

9 同上

第七項の申請書（同項の書類の添付があるものに限る。）を提出した者で当該申請の承認があつたものは、同項の公益法人等の当該贈与又は遺贈をした日の属する事業年度（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。）において第七項第二号に規定する財産が同号に規定する方法により管理されたことが確認できる書類として財務省令で定めるものを当該事業年度終了の日から三月以内（当該期間の経過する日後に法により管理されたことが確認できる書類として財務省令で定めるものを当該申請書に係る第一項の規定による提出期限が到来する場合には、当該提出期限まで）に、第一項の税務署長を経由して、国税庁長官に提出

該申請書に係る第一項の規定による提出期限が到来する場合には、当該提出期限まで)に、第一項の税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

28 10
27 省略

法第四十条第一項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十九条第一項又は第二項の規定による同法第五条に規定する公益認定の取消しの処分を受けた場合には、当該処分を受けた日から一月以内に、当該公益法人等の名称、所在地及び法人番号その他の財務省令で定める事項を記載した書類に、当該処分を受けたことを証する書類及び定款の写しを添付して、これを当該公益法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

29 10
32 省略

しなければならない。

28 10
27 省略

法第四十条第一項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第二十九条第一項又は第二項の規定による同法第五条に規定する公益認定の取消しの処分を受けた場合には、当該処分を受けた日から一月以内に、当該公益法人等の名称、所在地及び法人番号その他の財務省令で定める事項を記載した書類に、当該処分を受けたことを証する書類及び定款の写しを添付して、これを当該公益法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

29 10
32 省略

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第二十四号）（抜粋）

第十八条の十九第二項中「第七項に規定する」を「第七項各号に定める」に、「同項の」を「同項各号に規定する」に、「同条第七項の」を「同項各号に掲げる」に改め、同条第三項中「及び株式」の下に「（出資を含む。以下この項及び第十一項において同じ。）」を加え、「同項第四号」を「同条第三項第四号」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「、同項の」を「、同項に規定する」に改め、同項第一号中「の公益法人等」を「に規定する公益法人等」に、「その」を「社員並びにこれらの者の」に改め、同項第二号中「の公益法人等の理事会の第八項の」を「に規定する公益法人等の第八項各号に掲げる区分に応じ、同項各号に規定する」に、「次項」を「次項又は第六項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第二十五条の十七第七項第一号」を「第二十五条の十七第七項第三号ロ」に、「同項の」を「、同号ロに掲げる」に、「次項に規定する」を「当該公益法人等の第七項第一号に定める」に、「同項の基本金」を「同号に規定する基本金」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

施行令第二十五条の十七第七項第三号ハに規定する財務省令で定める資産は、同号ハに掲げる公益法人等が当該贈与又は遺贈を受けた財産を譲渡し、かつ、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した資産で、当該財産を譲渡すること及び当該資産につき当該公益法人等の次項第二号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることが当該公益法人等の理事会において決定されたものとする。

第十八条の十九第七項中「第二十五条の十七第七項第二号」を「第二十五条の十七第七項第三号ロ及びハ」に、「同号に規定する財産につき、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第三十条第一項第一号から第三号までに掲げる金額に相当する金額を同項に規定する基本金に組み入れる」を「次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 施行令第二十五条の十七第七項第三号ロに掲げる公益法人等 同号ロに規定する財産につき、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第三十条第一項第一号から第三号までに掲げる金額に相当する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法

二 施行令第二十五条の十七第七項第三号ハに掲げる公益法人等 同号ハに規定する財産につき、社会

福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）第六条第一項に規定する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法

第十八条の十九第八項中「第二十五条の十七第七項第三号」を「第二十五条の十七第七項第四号」に、「同項の公益法人等の理事会において、当該公益法人等が当該贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び同項第二号に規定する財産につき前項に規定する方法により同項の基本金に組み入れることが決定されていること」を「次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める要件」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 施行令第二十五条の十七第七項第三号イに掲げる公益法人等 当該公益法人等の理事会において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び当該贈与又は遺贈を受ける財産につき同号イに規定する不可欠特定財産とすることが決定されていること。
- 二 施行令第二十五条の十七第七項第三号ロに掲げる公益法人等 当該公益法人等の理事会において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び同号ロに規定する財産につき前項第一号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることが決定されていること。

三 施行令第二十五条の十七第七項第三号ハに掲げる公益法人等 当該公益法人等の理事会において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び同号ハに規定する財産につき前項第二号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることが決定されていること。

第十八条の十九第九項中「同条第七項第二号に規定する財産につき第七項の基本金への組み入れがあつたことを確認できる学校法人会計基準第三十六条に規定する基本金明細表その他これに類する書類の写し」を「次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号に掲げる公益法人等 同号に規定する財産につき同号に規定する不可欠特定財産とされたことを確認できる定款及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十一条第二項第一号に規定する財産目録の写し

二 前項第二号に掲げる公益法人等 同号に規定する財産につき同号に規定する基本金への組み入れがあつたことを確認できる学校法人会計基準第三十六条に規定する基本金明細表その他これに類する書類の写し

三 前項第三号に掲げる公益法人等 同号に規定する財産につき同号に規定する基本金への組み入れがあつたことを確認できる社会福祉法人会計基準第三十条第二項第六号に規定する基本金明細書その他これに類する書類の写し

第十八条の十九第十項中「同項第一号」を「同項第一号又は第二号」に、「おいて同号」を「おいて同項第一号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（十一）省 略

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第二十四号）新旧対照表（抜粋）

改 正 後
改 正 前

第十八条の十九 省略

（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

第十八条の十九 同上

（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

2 施行令第二十五条の十七第三項第六号に規定する財産に代わるべき資産として財務省令で定めるものは、同号の贈与又は遺贈に係る財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得する資産で、当該資産につき第七項各号に定める方法により同項各号に規定する基本金に組み入れることが同項各号に掲げる公益法人等の理事会において決定されたもの（その決定をした旨及びその決定をした事項が当該決定に係る議事録その他これに相当する書類に記載されているものに限る。）とする。

3 施行令第二十五条の十七第三項第七号に規定する財務省令で定める場合は、同項第一号から第六号までに規定する理由に準ずるやむを得ない理由として国税庁長官が認める理由により当該贈与又は遺贈に係る財産の譲渡をする場合とし、同項第七号に規定する財務省令で定める資産は、当該財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した減価償却資産、土地、土地の上に存する権利及び株式（出資を含む。以下この項及び第十一項において同じ。）で国税庁長官が認めたもの（株式にあつては、同条第三項第四号に規定する理由に準ずるやむを得ない理由として国税庁長官が認める理由による譲渡により取得したものに限る。）とする。

4 施行令第二十五条の十七第七項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する公益法人等から交付を受けた次に掲げる書類とする。

一 施行令第二十五条の十七第七項に規定する公益法人等に対し同項の申請書を提出した者が当該贈与又は遺贈をした者について同項第一号

5 施行令第二十五条の十七第七項に規定する財務省令で定める公益法人等は、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第四条第一項に規定する大学又は高等専門学校を設置する学校法人で同法第十四条第一項に規定する文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行うものとする。

4 施行令第二十五条の十七第七項に規定する財務省令で定める書類は、同項の公益法人等から交付を受けた次に掲げる書類とする。

一 施行令第二十五条の十七第七項の公益法人等に対し同項の申請書を提出した者が当該贈与又は遺贈をした者について同項第一号に規定す

に規定する役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを誓約する旨並びに当該公認した旨を記載した書類

二

一 施行令第二十五条の十七第七項に規定する公益法人等の第八項各号に掲げる区分に応じ、同項各号に規定する決定（次項又は第六項の決定があつた場合には、これらの規定に規定する財産を譲渡することについての当該決定を含む。）をした旨及びその決定をした事項の記載のある議事録その他これに相当する書類の写し並びに当該決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額その他の事項を記載した書類

5

施行令第二十五条の十七第七項第三号ロに規定する財務省令で定める

資産は、同号ロに掲げる公益法人等が当該贈与又は遺贈を受けた財産を譲渡し、かつ、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した資産で、当該財産を譲渡すること及び当該資産につき当該公益法人等の第七項第一号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることが当該公益法人等の理事会において決定されたものとする。

6

施行令第二十五条の十七第七項第三号ハに規定する財務省令で定める

資産は、同号ハに掲げる公益法人等が当該贈与又は遺贈を受けた財産を譲渡し、かつ、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した資産で、当該財産を譲渡すること及び当該資産につき当該公益法人等の次項第二号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることが当該公益法人等の理事会において決定されたものとする。

7

施行令第二十五条の十七第七項第二号に規定する財務省令で定める

定める方法は、次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 施行令第二十五条の十七第七項第三号ロに掲げる公益法人等 同号
ロに規定する財産につき、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第三十条第一項第一号から第三号までに掲げる金額に相当する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法

二 施行令第二十五条の十七第七項第三号ハに掲げる公益法人等 同号
ハに規定する財産につき、社会福祉法人会計基準（昭和二十八年厚生労働省令第七十九号）第六条第一項に規定する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法

る役員等及びその親族等に該当しないことを誓約する旨並びに当該公益法人等において当該該当しないことを確認した旨を記載した書類

二

一 施行令第二十五条の十七第七項の公益法人等の理事会の第八項の決定（次項の決定があつた場合には、同項に規定する財産を譲渡することについての当該決定を含む。）をした旨及びその決定をした事項の記載のある議事録その他これに相当する書類の写し並びに当該決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額その他の事項を記載した書類

6

施行令第二十五条の十七第七項第二号に規定する財務省令で定める資

産は、同項の公益法人等が当該贈与又は遺贈を受けた財産を譲渡し、かつ、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した資産で、当該財産を譲渡すること及び当該資産につき次項に規定する方法により同項の基本金に組み入れることが当該公益法人等の理事会において決定されたものとする。

7

施行令第二十五条の十七第七項第二号に規定する財務省令で定める方

法は、同号に規定する財産につき、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第三十条第一項第一号から第三号までに掲げる金額に相当する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法とする。

8 施行令第二十五条の十七第七項第四号に規定する財務省令で定める要件は、次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 施行令第二十五条の十七第七項第三号イに掲げる公益法人等 当該公益法人等の理事会において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び当該贈与又は遺贈を受ける財産につき同号イに規定する不可欠特定財産とすることが決定されていること。

二 施行令第二十五条の十七第七項第三号ロに掲げる公益法人等 当該公益法人等の理事会において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び同号ロに規定する財産につき前項第一号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることが決定されていること。

三 施行令第二十五条の十七第七項第三号ハに掲げる公益法人等 当該公益法人等の理事会において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び同号ハに規定する財産につき前項第二号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることが決定されていること。

施行令第二十五条の十七第九項に規定する財務省令で定める書類は、同項の公益法人等の当該贈与又は遺贈をした日の属する事業年度において次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 前項第一号に掲げる公益法人等 同号に規定する財産につき同号に規定する不可欠特定財産とされたことを確認できる定款及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第二十一条第二項第一号に規定する財産目録の写し

二 前項第二号に掲げる公益法人等 同号に規定する財産につき同号に規定する基本金への組み入れがあつたことを確認できる学校法人会計基準第三十六条に規定する基本金明細表その他これに類する書類の写し

三 前項第三号に掲げる公益法人等 同号に規定する財産につき同号に

8 施行令第二十五条の十七第七項第三号に規定する財務省令で定める要件は、同項の公益法人等の理事会において、当該公益法人等が当該贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び同項第二号に規定する財産につき前項に規定する方法により同項の基本金に組み入れることが決定されていることとする。

又は遺贈の申出を受け入れること及び同項第二号に規定する財産につき前項に規定する方法により同項の基本金に組み入れることが決定されていることとする。

9 施行令第二十五条の十七第九項に規定する財務省令で定める書類は、同項の公益法人等の当該贈与又は遺贈をした日の属する事業年度において同条第七項第二号に規定する財産につき第七項の基本金への組み入れがあつたことを確認できる学校法人会計基準第三十六条に規定する基本金明細表その他これに類する書類の写しとする。

規定する基本金への組み入れがあつたことを確認できる社会福祉法人
会計基準第三十条第二項第六号に規定する基本金明細書その他これに
類する書類の写し

10 施行令第二十五条の十七第十三項に規定する財務省令で定める事実は
、同条第七項の申請書の提出の時において同項第一号又は第二号に掲げ
る要件に該当していなかつたこと及び当該提出の時において同項第一号
に掲げる要件に該当しないこととなることが明らかであると認められ、
かつ、当該提出の後に同号に掲げる要件に該当しないこととなつたこと
とする。

11
32 省略

10 施行令第二十五条の十七第十三項に規定する財務省令で定める事実は
、同条第七項の申請書の提出の時において同項第一号に掲げる要件に該
当していなかつたこと及び当該提出の時において同号に掲げる要件に該
当しないこととなることが明らかであると認められ、かつ、当該提出の
後に同号に掲げる要件に該当しないこととなつたこととする。

11
32 省略